

審査基準整理票

処 分 名	発達支援療育事業の使用料免除の許可		
根 拠 法 令 名	大津市子育て総合支援センター条例 (平成17年条例第70号)	(条項)	第6条第2項
基 準 法 令 名	大津市子育て総合支援センターの管理運営 に関する規則(平成18年規則第53号)	(条項)	第8条第1項
所 管 部 署	福祉部子ども未来局子育て総合支援センター		
標 準 処 理 期 間	7日	法定処理期間	—日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則第8条第1項に掲げるとおりとする。</p> <p>[根拠法令]</p> <p>大津市子育て総合支援センター条例 (発達支援療育事業に係る使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>[基準法令]</p> <p>大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則 (発達支援療育事業に係る使用料の免除)</p> <p>第8条 条例第6条第2項の規定により、発達支援療育事業に係る使用料を免除する場合は、使用料の納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が災害等により著しい損害を受けた場合及び生計中心者の死亡、長期の入院、事業の休廃止、失業等により発達支援療育事業に係る使用料を支払うことが困難になったと認められる場合とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。